令和８年度不用物品売却単価契約内訳書
（令和９年１月１日～令和９年３月３１日分）

環境政策局適正処理施設部施設管理課
（担当：佐合、上田　電話 222-3964）

件　　名	（単価契約）不用物品売却 （スチール缶　南部資源リサイクルセンター）第４四半期
予 定 数 量	８０，０００kg（数量については増減する場合がある）
契 約 期 間	令和９年１月１日から 令和９年３月３１日まで
引 渡 場 所	京都市南部資源リサイクルセンター （京都市伏見区横大路千両松町４４７）
契 約 条 件	別紙「仕様書」のとおり
そ　の　他	

スチール缶の売却に関する仕様書

本仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が家庭から排出される缶・びん・ペットボトルを分別収集し、素材別に選別処理した資源物のうち、南部資源リサイクルセンターで選別処理したスチール缶を売却業者（以下「乙」という。）へ引渡す業務に関し、必要な事項を定める。

１　引渡す資源物は、以下のスチール類とする。

（１）スチール缶（圧縮成型したもの)。

（２）ガラクタ鉄、鉄くず（スチール缶以外の鍋、スプレー缶（作業員が振って中身がないことを確認し、圧縮した状態)、ハンガーなど。ただし、取っ手などの製品に付随する不純物を含む。）

２　資源物の引渡場所は、南部資源リサイクルセンターが指定するストックヤードとする。積込作業は、乙の重機を使い、乙の重機運転免許取得者により、細心の注意を払い、行うものとする。

３　資源物の引渡日は、祝祭日を除く月曜日から金曜日で、南部資源リサイクルセンターからの連絡により、乙との協議のうえ、概ね週１回から２回の頻度で設定する。なお、事前に甲に引渡し日時について知らせること。

４　資源物の計量は、甲の指示に従い、乙が南部資源リサイクルセンターの計量器において行う。資源物の引渡し時、積込前と積込後にそれぞれ車両の重量を計量器で測定し、その差を引渡し重量とする。

５　資源物の計量は、スチール缶とガラクタ鉄・鉄くずそれぞれについて行う。ただし.売却重量の算定は、スチール缶とガラクタ鉄・鉄くずの合計重量となるので、単価算定に当たっては十分考慮すること。

６　乙は、資源物の積込み、引渡しその他の作業において、次の事項を順守しなければならない。

（１）最大積載量を厳守するとともに、積荷が輸送中に荷崩れ・飛散することがないよう適切な措置を講ずること。

（２）資源物の積込み、引渡しはじめ、南部資源リサイクルセンター構内における作業全般について、施設職員の指示に従い、職員の作業に支障を生じないよう、十分注意すること。

（３）作業に伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害を除く。）は、乙が責任を負うこと。

７　乙は資源物の売却事務において、次の事項を順守しなければならない。

（１）月末を締切りとし、翌月５日までに見積書、内訳書及び計量票を提出すること（様式等については別途甲が乙に対して指示する)。

（２）代金については、月末締めで引渡した資源物の量の総合計に対して、契約単価を乗じることにより金額を決定する。なお、１円未満の端数については切捨てる。支払いについては甲から乙に対して発行する納入通知書により、納入通知書到達日から１４日以内に納入すること。

（３）月末を締切りとし、翌日１日（１日が休日の場合は次の稼働日）の午前中までに、資源物引取量及び見積金額の報告書（書式は自由）を南部資源リサイクルセンターに提出すること。

（４）京都市契約事務規則及び関係法令を遵守すること。

８　予定数量は、過去の実績又は予測によるものであるため、大幅な増減があったとしても、甲は何ら補償しない。

９　残渣については、乙の責任において適正に処理を行うこと。

１０　本仕様書に定めのない事項については、そのつど、甲乙協議により定める。